

「にし阿波いちご塾」研修生募集要領

1 目的

にし阿波地域の「周年いちご」産地において、「就農支援の充実」により新規参入者の拡大や「経営安定モデルの確立」による周年いちご産地の生産力強化を目指した「いちごタウン構想」実現のため、研修生を募集する。

2 応募資格

応募者は、以下の（１）の要件を満たし、（２）、（３）、（４）のいずれかに該当している者

- （１）三好市内及び東みよし町内の農場でいちご生産者として経営を開始することが確実と見込まれる者
- （２）東みよし町「地域おこし協力隊」に任命された者
- （３）有限会社ミカモフレテックと雇用契約を締結した者
- （４）新規参入を希望する者またはいちごの経営を始めて３年未満の者（原則、将来は「水の丸苺生産組合」に加入）

3 研修の内容

- （１）農業基礎講座（指導：農業支援センター 等）

①内容

本県や「にし阿波地域」の農業情勢をはじめ、いちご栽培に必要な基礎知識（肥培管理、土壌管理、病虫害防除、環境保全型農業等）について、講義や既存のWEBセミナーの受講等により習得する。

②研修期間

年間を通じて全10回程度の講義を実施（『「にし阿波いちご塾」運営要領』添付の『（別表）農業基礎講座スケジュール例』参照）

- （２）農業技術講習（指導：有限会社ミカモフレテック）

（２の応募資格（２）、（３）に該当する者を対象に実施）

①内容

有限会社ミカモフレテックで雇用就農し、育苗、定植、施肥、かん水管理、病虫害防除等を実際の栽培現場の中での作業を通して技術習得する。

②研修期間

年間を通じて実施 週5日程度（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休）

③作業時間

原則として1日8時間 8時30分から17時30分まで
ただし、季節、農繁期等は変動することがある

(3) 個別技術講習（指導：水の丸いちご生産組合員 等）

（2の応募資格（4）に該当する者を対象に、本人の希望に応じて実施）

①内容

受講者の習熟度や希望に応じ、「水の丸いちご生産組合」に属する農家等の栽培現場又は受講生自身の圃場において、必要な栽培技術の指導を受ける

②研修期間

受講者の希望に基づき、受入農家等と調整の上、随時実施する

③作業時間

研修内容に応じ、受入農家等との協議により決定する

4 定員 『「にし阿波いちご塾」運営要領』2の対象者のとおりとする

5 受講料 無料

6 研修場所

- ・農業基礎講座：徳島県三好合同庁舎、三好市役所三野支所2階交流スペース、水の丸集会所『夢里庵』（講義ごとに個別に通知します）
- ・農業技術講習：（有）ミカモフレテック管理ほ場

7 受講の選考及び決定

『「にし阿波いちご塾」運営要領』4の（2）により選考された者を「にし阿波いちご塾」塾生とする。

8 備考

『「にし阿波いちご塾」運営要領』2の（1）及び（2）の塾生には、同要領6に記載のとおり、報酬が支給される。

9 問い合わせ先

〒778-0002

徳島県三好市池田町マチ 2415

にし阿波いちごタウン構想コンソーシアム事務局

徳島県三好農林事務所 農業支援担当（三好農業支援センター）

電話：0883-76-0654 ファクシミリ：0883-76-0453

付則

- 1 この要領は、令和6年4月23日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年6月25日から改定運用する。
- 3 この要領は、令和8年5月11日から改定運用する。